

# 平成20年第4回足寄町議会定例会議事録(第1号)

平成20年12月 2日(火曜日)

## 出席議員(15名)

1番 星 孝道君	2番 榊原深雪君
3番 島田政典君	4番 井脇昌美君
5番 木村明雄君	6番 川上初太郎君
7番 熊澤芳潔君	8番 高橋幸雄君
9番 矢野利恵子君	10番 谷口二郎君
11番 後藤次雄君	12番 大久保優君
13番 高道洋子君	14番 菊地一將君
15番 吉田敏男君	

## 欠席議員(0名)

### 法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会委員長	星崎隆雄君
足寄町農業委員会会長	阿部正則君
足寄町代表監査委員	星野喜美男君

### 足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	田中幸壽君
総務課長	大塚博正君
福祉課長	藤原茂君
住民課長	大竹口暁己君
経済課長	鈴木泉君
建設課長	中鉢武美君
建設課参事	松永恒君
会計管理者	堀井昭治君
国民健康保険病院事務長	高田安春君

### 教育委員会教育委員長の委任を受けて説明のため出席した者

教育長	加藤和弘君
教育次長	森和治君

### 職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	村尾誠一君
事務局次長	西東文雄君
総務担当主査	山田弘幸君

## 議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について< P 4 >
- 日程第 2 会期の決定について< P 4 >
- 日程第 3 諸般の報告(議長)< P 4 >
- 日程第 4 報告第 1 1 号 総務産業常任委員会所管事務調査報告について< P 5 >
- 日程第 5 報告第 1 2 号 総務産業常任委員会所管事務調査報告について< P 5 >
- 日程第 6 報告第 1 3 号 総務産業常任委員会所管事務調査報告について< P 5 >
- 日程第 7 報告第 1 4 号 文教厚生常任委員会所管事務調査報告について< P 5 >
- 日程第 8 議案第 7 4 号 平成 1 9 年度足寄町上水道事業会計決算認定について(平成 1 9 年度決算審査特別委員会)< P 5 ~ P 9 >
- 日程第 9 議案第 7 5 号 平成 1 9 年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について(平成 1 9 年度決算審査特別委員会)< P 5 ~ P 9 >
- 日程第 1 0 議案第 7 6 号 平成 1 9 年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について(平成 1 9 年度決算審査特別委員会)< P 5 ~ P 9 >
- 日程第 1 1 議案第 7 7 号 平成 1 9 年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について(平成 1 9 年度決算審査特別委員会)< P 5 ~ P 9 >
- 日程第 1 2 議案第 7 8 号 平成 1 9 年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について(平成 1 9 年度決算審査特別委員会)< P 5 ~ P 9 >
- 日程第 1 3 議案第 7 9 号 平成 1 9 年度足寄町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について(平成 1 9 年度決算審査特別委員会)< P 5 ~ P 9 >
- 日程第 1 4 議案第 8 0 号 平成 1 9 年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について(平成 1 9 年度決算審査特別委員会)< P 5 ~ P 9 >
- 日程第 1 5 議案第 8 1 号 平成 1 9 年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について(平成 1 9 年度決算審査特別委員会)< P 5 ~ P 9 >
- 日程第 1 6 議案第 8 2 号 平成 1 9 年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について(平成 1 9 年度決算審査特別委員会)< P 5 ~ P 9 >
- 日程第 1 7 議案第 8 3 号 平成 1 9 年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について(平成 1 9 年度決算審査特別委員会)< P 5 ~ P 9 >
- 日程第 1 8 行政報告(町長・教育委員長)< P 9 ~ P 1 4 >
- 日程第 1 9 議案第 9 0 号 特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例< P 1 4 >
- 日程第 2 0 議案第 9 1 号 足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例< P 1 4 ~ P 1 5 >
- 日程第 2 1 議案第 9 2 号 足寄町在宅老人デイサービスセンター設置及び管理条例を廃止する条例< P 1 5 ~ P 1 7 >
- 日程第 2 2 議案第 9 3 号 足寄町地域生活安全条例の一部を改正する条例< P 1 7 ~ P 1 8 >
- 日程第 2 3 議案第 9 4 号 足寄町税条例の一部を改正する条例< P 1 8 >

- 日程第 2 4 議案第 9 5 号 足寄町簡易水道設置条例の一部を改正する条例 < P 1 8 ~ P 1 9 >
- 日程第 2 5 議案第 9 6 号 足寄町石川奨学基金設置管理に関する条例を廃止する条例 < P 1 9 ~ P 2 0 >
- 日程第 2 6 議案第 9 7 号 足寄町石川奨学資金条例を廃止する条例 < P 2 0 ~ P 2 1 >

午前10時00分 開会

#### 開会宣告

議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。ただいまから、平成20年第4回足寄町議会定例会を開会をいたします。

#### 開議宣告

議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 会議録署名議員の指名

議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定によって、11番後藤次雄君、12番大久保優君を指名をいたします。

#### 議運結果報告

議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 井脇昌美君。

議会運営委員会委員長（井脇昌美君） 12月1日に開催されました第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日12月2日から12月12日までの11日間とし、そのうち、3日から8日までの6日間は休会となります。

次に、審議予定について報告します。

本日12月2日は、議長の諸般の報告、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会の所管事務調査報告を行います。

次に、平成19年度決算審査特別委員会に付託し閉会中の審査となっております、議案第74号から議案第83号までの決算認定について審査報告を受け、審議を行います。

続いて、町長及び教育委員長から行政報告を受けます。

次に、議案第90号から議案第97号を即

決で審議します。

9日は、一般質問などを行います。

10日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し皆さんに御報告いたしますので、了承願います。

なお、議案第98号から議案第105号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、予算審査特別委員会を設置し会期中に審査いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

#### 会期決定の件

議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの11日間にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から12月12日までの11日間に決定をいたしました。

なお、11日間のうち、3日から8日までの6日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、6日間は休会に決定をいたしました。

#### 諸般の報告

議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。これで、諸般の報告を終わります。

す。これで、報告を終わります。

#### 報告第11号

議長（吉田敏男君） 日程第4 報告第11号総務産業常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりです。ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、報告を終わります。

#### 報告第12号

議長（吉田敏男君） 日程第5 報告第12号総務産業常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりでございます。ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、報告を終わります。

#### 報告第13号

議長（吉田敏男君） 日程第6 報告第13号総務産業常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりでございます。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、報告を終わります。

#### 報告第14号

議長（吉田敏男君） 日程第7 報告第14号文教厚生常任委員会所管事務調査報告についての件を議題といたします。

別紙配付のとおりでございます。ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めま

#### 議案第74号～議案第83号

議長（吉田敏男君） 日程第8 議案第74号平成19年度足寄町上水道事業会計決算認定の件から日程第17 議案第83号平成19年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの10件を一括議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。

平成19年度決算審査特別委員会委員長大久保優君。

平成19年度決算審査特別委員会委員長（大久保 優君） 平成20年第3回足寄町議会定例会において付託された事件について審査の結果を、足寄町議会会議規則第77条の規定により次のように報告いたします。

#### 事件名

- ・議案第74号平成19年度足寄町上水道事業会計決算認定について
- ・議案第75号平成19年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について
- ・議案第76号平成19年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について
- ・議案第77号平成19年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ・議案第78号平成19年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- ・議案第79号平成19年度足寄町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- ・議案第80号平成19年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- ・議案第81号平成19年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ・議案第82号平成19年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事

業特別会計歳入歳出決算認定について  
・議案 83号平成 19年度足寄町介護  
サービス事業特別会計歳入歳出決算認  
定について

審査日

10月28日、29日、30日、31日  
の4日間

審査の結果

認定すべきものと決定

少数意見の留保

足寄町議会会議規則第76条の規定による  
少数意見の留保はございません。

以上であります。よろしく御審議をお願い  
いたします。

議長（吉田敏男君） これにて、委員長の  
報告を終わります。

これより、議案第74号平成19年度足寄  
町上水道事業会計決算認定についての件の討  
論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めま  
す。これで、討論を終わります。

これから、議案第74号平成19年度足寄  
町上水道事業会計決算認定についての件を採  
決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は認定する  
ものです。この決算は、委員長の報告のと  
おり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第74号平成19年度足  
寄町上水道事業会計決算認定についての件  
は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第75号平成19年度足寄  
町国民健康保険病院事業会計決算認定につ  
いての件の討論を行います。討論はございませ  
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めま  
す。これで、討論を終わります。

これから、議案第75号平成19年度足寄  
町国民健康保険病院事業会計決算認定につ

ての件を採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は認定する  
ものです。この決算は、委員長の報告のと  
おり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第75号平成19年度足  
寄町国民健康保険病院事業会計決算認定につ  
いての件は、認定することに決定をいたしま  
した。

これより、議案第76号平成19年度足寄  
町一般会計歳入歳出決算認定についての件の  
討論を行います。討論はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番（矢野利恵子君） これは決算審査委  
員会のおきにも反対したことなんですけれど  
も、銀河線の通信ケーブルの処理の仕方につ  
いて、本別町はその処理をするに当たって2  
0万円プラスになっているのに、足寄町は、  
通信ケーブルを売る相手と撤去する相手を  
別々にしたために、約600万円近くの赤字  
を出している。

万が一、本別町と同じ時期に鉄が高いとき  
に売ったとしても、通信ケーブル816万  
9,100円で売っている。高いときに売っ  
たとしても1,076万ぐらい、差し引き約  
400万円ぐらいのマイナスになっている  
と。

本別町が20万円プラスになっているん  
だったら、足寄町は少なく見積もっても30  
万円プラスになったはずだ。やはりこのやり方  
はまずいんじゃないかと。400万あったら  
一体何ができるだろうと。

いろいろ困っているところがたくさんある  
のに、そういうところに予算を回すべきで、  
やはりお金の使い方としてはこれはまずいん  
じゃないかな、そういうところから、この決  
算についてこの部分について反対いたしま  
す。

議長（吉田敏男君） 他に討論はございませ  
んか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、討論を終わります。

これから、議案第76号平成19年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件を採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 起立多数です。

したがって、議案第76号平成19年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第77号平成19年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第77号平成19年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第77号平成19年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第78号平成19年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第78号平成19年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定につ

ての件の採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第78号平成19年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第79号平成19年度足寄町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第79号平成19年度足寄町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第79号平成19年度足寄町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第80号平成19年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第80号平成19年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第80号平成19年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第81号平成19年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第81号平成19年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第81号平成19年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第82号平成19年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。討論はございませんか。

9番 矢野利恵子君。

9番(矢野利恵子君) これについて、直接施行の部分と郊南通補償調査業務について、さっき細かい数字まで言ったら、議会事務局長に笑われてしまったので、余り細かい数字は言わないようにしてやっていくかなと。

直接施行ということは、本当に町民にやってはいけないようなことではないかなというふうに考えるし、そしてまた、郊南通については、あそこはセイコーマートと安久津ドライブインさんのところを広げていったわけだけれども、それについて中央線がずれてしま

う。中央線がずれてしまうということについては、やはり危険、それだけ見通しの悪い危険な道路をつくってしまうことになるのではないかなと。

そして、百歩譲って、あそこの入り口だけを広げれば、小麦の乾燥工場へ行ったりするときの通路として、大型車が通るときのためにいいのだという考え方もあるけれども、今後そこを変えて橋をつけかえて、そこを通らなくてもいいような状況につくっていく計画がある中で、わざわざそこを広げる必要は全くなかったのではないかと、そういう観点から、このやり方について反対いたします。

議長(吉田敏男君) 他に討論ありませんか。

4番 井脇昌美君。

4番(井脇昌美君) 今の9番議員の発言の中で、非常に個人を中傷すべくような発言が多々、よく過去にもあったんですけど、誤解をそれこそ招くような発言というのは、今後十分注意され、議長の判断の中で、今度そういう意見が出されたときは、即座に制止するような議事の形を持っていていただきたいと思います。

議長(吉田敏男君) 他に討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、討論を終わります。

これから、議案第82号平成19年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 起立多数です。

したがって、議案第82号平成19年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。



これより、議案第83号平成19年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第83号平成19年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をいたします。

この決算に対する委員長の報告は認定するものです。この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第83号平成19年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

#### 行政報告

議長(吉田敏男君) 日程第18 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長安久津勝彦君。

町長(安久津勝彦君) 議長のお許しをいただきましたので、5件の行政報告を申し上げます。

まず、財団法人北海道薬効植物研究所の解散についてでございます。

財団法人北海道薬効植物研究所が平成21年3月31日をもって解散することとなりましたので、御報告を申し上げます。

財団法人北海道薬効植物研究所は、昭和60年4月に、北海道に生育する薬効植物の調査・研究及び栽培を行い、健康に役立つ利用方法の開発などを行うため設立されました。

財団によりますと、これまでエゾウコギを初めとする薬効植物の研究事業に取り組み、当初の大きな目的の一つでありましたエゾウコギの栽培研究につきましては、栽培方法及

び薬効成分定量方法の確立など一定の成果を上げ、ほぼその目的を達成できたものと考えており、近年においては、地元根差し、地域の公益に広く貢献するという財団の趣旨から、本町でも健康シンポジウムを開催するなど、情報発信にも取り組んでいきましたが、昨今の厳しい景況、さらには公益法人改革による規制強化などの状況を勘案し、従前同様に研究事業を継続することは困難と判断し、平成21年3月31日をもって解散することになったとのであります。

解散後は、株式会社サン・クロレラが工場棟などの基本財産を引き継ぎ、体制は縮小するものの、引き続き研究事業を継続することとであります。

また、財団の解散に当たりまして、本町が財団にエゾウコギの植栽場として貸し付けしております小坂山の町有地につきましては、来年3月に返還していただくことになっております。

以上、財団法人北海道薬効植物研究所の解散についての報告といたします。

次に、足寄町第5次総合計画の平成19年度実績、平成20年度実績見込み及び平成21年度実施計画について御報告いたします。

総合計画につきましては、まちづくりの基本的な方針を定めたもので、財政の健全化と産業の振興を図り、自立したまちづくりを進めていくための自律プランの考え方をもとに推進しております。

平成19年度の事業実績は、別冊配付のとおりであります。公営住宅建設事業の一部平成20年度への繰り越しなどがあり、計画に対する事業実績の達成率は、総事業費で89.06%となっております。

また、平成20年度の事業実績見込みは、別冊配付のとおりであり、NPOが整備する共生型自立支援ハウス・認知症対応型通所介護施設の建築・設備費の助成、新規就農者宿泊研修施設建設等の新規計上などがあり、計画に対する事業実績見込みは、総事業費で119.07%となっております。

次に、第5次総合計画の前期5年間の最終年度となります平成21年度事業実施計画につきましては、去る11月21日、足寄町総合開発審議会に諮問し審議をいただいた結果、別冊実施計画のとおり答申をいただいたところであります。

概要を申し上げますと、平成21年度における総事業費は、分類別集計表にありますように28億7,108万6,000円となっております。

事業ごとの実施計画表は、別冊のとおりですが、昨年度の計画に対し変更になった事業といたしましては、小学校耐震化事業の耐震改修実施設計などの新規計上。

在宅知的障害者のグループホーム整備事業などの中止。

地籍調査事業、腎臓機能障害者通院支援事業などの事業費増。

地番集成図及び地番現況図補完業務、介護保険助成事業などの事業費減。

郊南1丁目3号通・4号通整備工事調査設計測量や豊栄橋橋梁工事概略設計などの繰り上げ。

除雪トラックグレーダー等の土木機械購入事業、下愛冠団地建てかえ解体工事の繰り下げなどであります。

第5次総合計画の後期5年間となります平成22年度から26年度までの実施計画につきましては、来年度策定に向けて作業を進めてまいります。

国・地方ともに大変厳しい財政状況が続いており、今後においても一層行財政の簡素・効率化を推し進め、状況を的確に見きわめながら計画を進めていかなければならないものと考えておりますので、町民の皆様の御理解と議会の皆様の御理解、御支援をいただきますようお願い申し上げます、報告といたします。

次に、通所介護（デイサービス）事業の足寄町社会福祉協議会への移行について御報告申し上げます。

本町のデイサービスセンターは、平成6年に開設し、介護保険制度の導入に伴い、介護

保険法に基づく指定通所介護事業として定員20名で実施してきたところでありますが、平成21年3月31日をもって廃止をし、社会福祉法人足寄町社会福祉協議会が当該施設で平成21年4月1日から通所介護事業を実施することにいたしました。

足寄町社会福祉協議会が介護サービス事業者として実施している訪問介護事業及び訪問入浴事業は、足寄町特有の地理的事情もあり、効率性の悪い事業運営を余儀なくされ、事業実施当初は1,000万円を超える助成を行っていました。

その後、介護報酬の改定や職員の退職による人件費の削減等もあり、平成17年度の助成額は500万円を下回る状況になってきましたが、平成18年度の介護保険制度の見直しにより、事業収入は大幅に減収し、平成18年度は744万円、平成19年度は816万2,000円、平成20年度予算では951万6,000円と、町の助成額は増加してきている状況にあります。

訪問介護サービスは、在宅介護サービスの根幹をなすもので、足寄町においては他の民間事業者の参入が期待できない中、町としては、基本的に今後とも支援していかなければならないと考えております。

しかしながら、社会福祉協議会自体が、その自立や自主的な運営を目指し、これまでの補助金中心型の運営から独立採算制による独自の運営体制に転換し、より地域に密着した事業展開を図るべきで、そのためには、新たな事業の実施により収入の確保に努めることが必要であると考え、社会福祉協議会と協議を行い、町が運営している通所介護事業を、平成21年度から社会福祉協議会に移行することにいたしました。

また、社会福祉協議会は、訪問入浴事業については、利用者が減少し介護事業の大きな赤字要因となっていることから、当該事業を廃止し、代替策としてデイサービスセンターでの入浴サービスを提供するなど、事業の効率性を図る考えが示されております。

社会福祉協議会は、事業拡大によりスケールメリットを生かした事業運営が図られるとともに、法人として柔軟なサービスの提供が期待されるところであります。

社会福祉協議会の通所介護事業の実施に当たり、現施設の無償貸与と所要の支援を図っていく考えでありますので、御理解をいただきたいと存じます。

なお、通所介護事業の社会福祉協議会への移行に伴い、足寄町在宅老人デイサービスセンター設置及び管理条例の廃止について、今定例会に提案しておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます、報告といたします。

次に、十勝北部地区森林組合広域合併協議会の解散について御報告申し上げます。

この協議会は、十勝支庁、北海道森林組合連合会帯広営業所、本別町、足寄町、陸別町及び3町の森林組合が、地域林業の振興及び組合員の経済的・社会的地位の向上を図り、組合事業の活発化や経営の安定化並びに広域協業の推進、円滑な広域合併に移行するための諸般の整備、合併の方法などを協議するため、十勝北部地区森林組合広域合併協議会が平成11年2月に設立され、現在まで10年間、合併協議を進めてきました。

本年の10月に開催されました第17回協議会において、本別町森林組合が離脱の意向を表明したことにより、3町の森林組合がそれぞれ各町行政機関と協議を行った結果、今回の協議会で、最終的に広域合併の方向性を決定することとなりました。

このことから、11月20日に開催された第18回協議会において協議を行った結果、3町での合併についての取り組みは困難な状況となり、十勝北部地区森林組合広域合併協議会は解散することに決定がなされました。

今後、本別町森林組合では十勝広域森林組合との合併協議を進める考え方もあり、また、陸別町森林組合は、3町の森林組合での合併については、理事会の承認を得て進めているが、今後においては、足寄町との2町で

の合併推進については持ち帰り、理事会等において協議することとなり、また、足寄町森林組合も、陸別町と同じく持ち帰り、理事会等での協議をする意向であるとの考えでありました。

町としては、大切な基幹産業を担っている森林組合に対して、最善な方向に向けて今後においても協議を進めてまいりたいと考えております。

以上、十勝北部地区森林組合広域合併協議会の解散についての報告といたします。

次に、株式会社あしよる農産公社の経営分析について御報告申し上げます。

足寄町畜産物処理加工施設において、地場畜産物の処理加工及び製造を委託している株式会社あしよる農産公社の経営状況が、3期連続で悪化していることから、経営内容の調査及び分析を行い経営実態について把握し、経営課題の所在を抽出することによって、今後の業務委託に向けた方向性を検討することを目的として、財団法人北海道中小企業総合支援センターに経営分析を業務委託してきたところであります。

調査分析の項目については、公社の設立経緯、足寄町の産業動向、内・外部環境変化の「環境分析」、収益構造、資産・負債構造、損益分岐点売上高等の「財務分析」、部門別及び得意先別の売上高の推移等の「販売分析」、生産計画と統制、原価構成、工程とレイアウト等の「生産・情報管理分析」であります。

11月21日に中間報告を受け、その概要は、「環境分析」においては、近年、地産地消の意識の高まりや地元の食材に対する安心感などにより、国産に対する信頼感・期待感が高まり、国産ナチュラルチーズの生産量は大幅に増加してきており、今後の伸長も十分期待できるため、製造部門の強化や、経営管理と営業部門に精通した経験者を加える等による対応の方向性が示されております。

次に、「財務分析」においては、収益性の悪化傾向は、売上高に対する労務費・製造経

費の割合が高まっていることが原因で、販売管理費とともに費用統制ができていないためであり、生産体制の見直しが必要となっております。

次に、「販売分析」では、売店の売上高の維持・拡大への取り組み強化として、年間客数の9割近くが集中する上期（4月～10月）の売り上げ向上策に取り組むことが重要であり、ゴールデンウィークや夏休み時期を限定したチーズ販売コーナーの充実・強化、商品陳列やレイアウトの改善の取り組みが必要とされております。

次に、「生産・情報管理分析」の現状と問題点・課題として、原価構成は、年度当初にチーズの品種ごとに年間製造個数を計画化し、町との間で受託契約単価を定めて製造契約を結んでおり、品種ごとの受託契約単価は、製造原価予測を製造個数で割り返して設定しているが、販売単価は、この受託契約単価に製造経費・管理費・販売費分を積み上げて設定しており、チーズ販売単価を設定していても、チーズの製造販売によって利益が確保できているのか検証し、改善する仕組みがなされていない現状であります。

また、受注予測や販売計画に関する検討がなく、各担当者がその勘と経験で製造運営をしている状況であり、結果として、生産と販売との連携がとれず機会ロス（売るときに商品がない）、見切りロス（見込み違いや賞味期限の兼ね合いで値引き販売する）が常態化しております。

生産・情報管理における改善のポイントとしては、「風通しのよい職場づくり」を目指すことにあり、受注・在庫・販売・生産状況やイベント等の情報を共有すること、ルールをつくって実行すること、職員全員で相談することのしかけや仕組みづくりが必要であるとの改善の指導であります。

以上、現時点での経営分析の中間報告により改善等の指摘を受けた事項につきましては、今後開催される株式会社あしよる農産公社の取締役会に報告してまいります。

また、当社は、畜産振興において足寄産の生乳を使用しチーズ製造を行っていることから、足寄町においても重要な位置づけにあり、また、エーデルケーズ館は、消費の拡大や地域の活性化、雇用の創出にも寄与している観光施設であるため、今後持続的に展開できるかどうかも含めて、経営分析の中間報告及び最終報告により、年度内に足寄町としての意向を示してまいりたいと考えております。

以上、経営分析の中間結果を報告いたしますので、御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（吉田敏男君） 次に、教育委員会から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

教育委員長星崎隆雄君。

教育委員長（星崎隆雄君） 議長のお許しをいただきましたので、教育委員会より2点の行政報告を行います。

1点目、石川奨学資金の廃止について御報告を申し上げます。

石川奨学資金は、昭和44年4月に、故石川恒市氏の遺志により、向学の志を抱きながら、経済的理由のため進学のお機に恵まれず、学問の恩恵を受けることができない青少年に対し、学費を給与してその修学を助け、もって郷土の発展を推進する人材を育てることを目的に制定され、この基金の原資は、石川氏の御遺族からの寄附金で760万5,149円によるものでございます。

この基金の運用に際し、給与額等については、そのときどきに見直しを図りながら事業を進めてまいりましたが、バブル経済の崩壊による低金利により運用が困難となり、平成12年度の給与を最後に、募集の停止をいたしました。

これまでの対象者及び給与額は、高校生が87名で217万8,000円、大学生が87名で764万7,000円となっております。

平成14年には、石川氏から、この奨学資

金の使命は終わったので廃止していただきたいとの申し出がありました。引き続き金利の動向を注視してまいることいたしました。

しかし、世界同時の金融危機の発生に伴い、我が国経済も減速を呈し、さらに低金利が長期に及ぶ状況となってまいりました。

このため、石川奨学基金の今後につきましては、8月22日及び11月20日に開催されました「石川奨学資金運営委員会」での御意見を尊重いたしまして、足寄町財政調整基金に移管し、学校図書を中心とした学校教育備品に用途を限定して使用したいと考えております。

なお、基金は、この間の利息収入により、平成20年度末には1,124万3,872円の見込みとなっております。

今定例会に関係条例を廃止する条例を提案させていただいておりますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げますとともに、町議会議員の各位の御理解を賜りますようお願い申し上げます、報告とさせていただきます。

2点目、学校給食費の値上げにつきまして御報告申し上げます。

近年の原油価格の上昇に伴い、穀物相場もじりじり上昇し、平成20年に入ると、世界的な原油価格の高騰からバイオエタノールの生産が増産・加速され、原料となるトウモロコシ価格や家畜飼料の高騰が生まれました。

また、バイオ燃料生産用穀物への転作により、小麦などの農産物価格の高騰に加え、輸送コストの急上昇が食料品値上げの背景にあり、特に我が国は、小麦の輸入依存度が高く、この影響をまともに受け、物価上昇の連鎖となって給食費への影響が非常に大きくなってまいりました。

このため、パンや麺などの小麦製品や大豆を主原料とする醤油など、また、牛乳を初めとする乳製品においても、あらゆる食材が大幅な値上がりをしており、学校給食の安定的供給に支障が生じてまいりました。

この間、中国製ギョーザでの中毒事件を皮切りに、農薬成分のメタミドホス初めとす

る化学物質の混入事件、一方、国内では食品偽装事件が多発し、学校給食における安心・安全の確保は極めて緊急かつ重要な課題となっております。

このような状況の中、本町の給食提供には、できる限り国産、道産原材料を使用し、最大の注意を払って子供たちへの食の安心・安全に努めてまいりました。

しかし、本町の給食費は、平成9年度に消費税が5%に改正された際に税額分2%を加算以来、現在まで11年間値上げが行っていない状況であり、現状での1食当たり、小学生189円、中学生231円では、物価上昇を勘案いたしますと、安定的・継続的に給食を提供することが困難な状況になってまいりました。

このため、去る10月14日に開催されました「足寄町学校給食センター運営委員会」に対し、近年の原材料が平均15%上昇していることから、現行の小学生189円を28円(14.8%)値上げして217円に、中学生231円を34円(14.7%)値上げして265円にそれぞれ改定することについて諮問いたしました。

その結果、11月13日に開催されました同委員会において、「平成21年度からの値上げ」について、諮問どおり全会一致で妥当との答申をいただきました。

これを受けて、11月25日に開催されました臨時教育委員会において、給食費値上げに関し承認を受けたところでございます。

平成21年度からの値上げに伴い、引き続き国産、道産及び地場産品をより多く使用し、児童・生徒に対する給食の質や必要なカロリーを確保するとともに、安心・安全な給食の提供と食育指導にも努めてまいります。

また、諸物価値上がりの中、給食費の値上げは家計に影響を与えることは存じますが、今後、保護者への周知につきましても、御理解、御協力をいただくよう努力してまいります。

以上、学校給食費の値上げについて御理解

賜りますようお願いを申し上げ、報告とさせていただきます。

議長（吉田敏男君） これで、行政報告を終わります。

ここで、暫時休憩をいたします。11時10分再開といたします。

午前10時58分 休憩

午前11時10分 再開

議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

#### 議案第90号

議長（吉田敏男君） 日程第19 議案第90号特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、説明を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました議案第90号特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法の一部改正によりまして、議員の報酬に関する規定の整備がなされたことによる改正でございます。

改正自治法は、議員の報酬の支給方法等が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法と異なっておりますことから、明確に分離するために、改正前の同一条項から議員の報酬の規定に係るものを分離し明確にするということでございまして、名称を議員報酬に改めましたことから、本条例の改正をお願いするというものでございます。

改正条例の内容について申し上げます。

特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例

特別職報酬等審議会条例の一部を次のように改正する。

第2条中「報酬」を「議員報酬」に改めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものであります。

以上のとおり御提案申し上げますので、御

御審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、改正に伴います新旧対照表を右に添付してございますので、御参照のほどよろしくをお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第90号特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第90号特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第91号

議長（吉田敏男君） 日程第20 議案第91号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長大塚博正君。

総務課長（大塚博正君） ただいま議題となりました議案第91号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法の一部改正によりまして、議員

の報酬に関する規定の整備がなされたことによる改正でございます。

改正自治法は、議員の報酬の支給方法等が他の行政委員会の委員等の報酬の支給方法と異なっていることを明確にするため、改正前の同一条項から議員の報酬の規定に係るものを分離し明確にするとともに、名称を議員報酬に改めるというものでございまして、本条例の改正をお願いするというものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例  
足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条及び第204条」を「第203条、第203条の2及び第204条」に改めるものでございます。

本条例のもととなります地方自治法第203条にて、議員その他行政委員等の報酬、費用弁償が同一条項で規定されておりました。これを、議員報酬、費用弁償及び期末手当についての規定を203条で、それから行政委員等の報酬及び費用弁償の規定を203条の2として分離改正されましたことによるものでございます。204の条文の内容の改正はございません。

次からの改正条文につきましては、「報酬」を「議員報酬」に明確に改めるものでございます。

第6条及び第7条中「報酬」を「議員報酬」に改める。

それから、第8条第2項中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改める。

別表第2（第7条関係）中「報酬月額」を「議員報酬月額」に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は、公布の日から施行するというようにしてございます。

以上のとおり御提案申し上げますので、御

御審議賜りますようお願い申し上げます。

なお、改正に伴います新旧対照表を3ページに添付してございますので、御参照のほどよろしくをお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第91号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第91号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第92号

議長（吉田敏男君） 日程第21 議案第92号足寄町在宅老人デイサービスセンター設置及び管理条例を廃止する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長藤原茂君。

福祉課長（藤原茂君） ただいま議題となりました議案第92号足寄町在宅老人デイサービスセンター設置及び管理条例を廃止する条例の提案理由を御説明申し上げます。

本条例は、平成6年のデイサービスセンターの開設に当たり、平成5年12月16日条例第22号として制定したもので、その後の介護保険制度の導入により、介護保険法に基づく指定通所介護事業として運営してまいりましたが、足寄町社会福祉協議会が実施する介護サービス事業の経営改善と、法人運営による柔軟なサービスの提供によるサービス料の確保を図る観点から、同事業を平成21年4月から足寄町社会福祉協議会に移行することとし、移行に伴い本条例を廃止するものであります。

次に、条例の内容について御説明申し上げます。

足在宅老人デイサービスセンター設置及び管理条例を廃止する条例

足在宅老人デイサービスセンター設置及び管理条例は、廃止する。

附則 この条例は、平成21年4月1日から施行するとしております。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） この問題について、私もちょっと知識がないところがあるんですけども、要するにあれですね、社会福祉協議会に訪問介護もそのまま継続するということですよ。

問題は、訪問入浴の関係なんですけれども、この事業に関しては、今現在何人が対象になっているのか。もしこれを廃止されたときに、この人たちがデイサービスに来れるのか、そういう体制を整えているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

福祉課長（藤原 茂君） 訪問入浴の関係でありますけれども、今現在6名が利用して

おります。

社会福祉協議会の意向といたしましては、この部分で人員の配置等を含めかなり赤字部門があって、その代替策として、デイサービスセンターでの入浴サービスを提供するという意向を示しております。社会福祉協議会では、まだ決定事項ではないと伺っております。

以上であります。

議長（吉田敏男君） 12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） だから私、今質問したのは、6名が在宅入浴の対象になってたんですね、その人たちがデイサービスの入浴を利用するときの手段はどうなってますかと私聞ってるんですよ。

議長（吉田敏男君） 福祉課長、答弁。

福祉課長（藤原 茂君） 手段は、今、社会福祉協議会が実施しております移送サービスの車を使ってデイサービスまで連れてきて、そこで入浴サービスを提供するという考えのようであります。

議長（吉田敏男君） 12番 大久保優君。

12番（大久保 優君） わかりました。そういうことで介護の訪問介護というのは、もともとが老人ホームが経費がかかかるので、できるだけ在宅にしようと切りかえた趣旨のものですよね。

だから、この辺をもう少し、余り経費がかかるから安易に経費のかからん方法というのも、一つの案で大事なことだと思うんだけど、やはりこういう訪問入浴されてるような弱者に関しては、よほど気を使った行政のサービスをしないと、やはり利用頻度が落ちるとか、本人の生活がいろいろとマイナスになっていくこととなりますので、その辺十分に気をつけて配慮した行政サービスにしていただきたいと思いますので、その辺よろしく願いいたします。

議長（吉田敏男君） 他に質疑はございませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第92号足寄町在宅老人デイサービスセンター設置及び管理条例を廃止する条例の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第92号足寄町在宅老人デイサービスセンター設置及び管理条例を廃止する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第93号

議長(吉田敏男君) 日程第22 議案第93号足寄町地域生活安全条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長大竹口暁己君。

住民課長(大竹口暁己君) ただいま議題となりました議案第93号足寄町地域生活安全条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、国において、犯罪被害者等の権利・利益の保護を図る目的に平成16年12月に犯罪被害者等基本法を制定し、平成17年12月に支援策の総合的かつ計画的な推進を図るため犯罪被害者等基本計画を策定、道におきましても、犯罪被害者等基本法に基づき平成19年3月に北海道犯罪被害者等基本計画が策定されました。

制定されました犯罪被害者等基本法第5条

に、地方公共団体の責務として、犯罪被害者等の支援に関し、国との適切な役割分担を踏まえて地域の実情に応じた施策を策定し及び実施する責務を有すると規定されていることから、町の責務について追加規定するものでございます。

改正する条文について御説明させていただきます。

足寄町地域生活安全条例の一部を改正する条例

足寄町地域生活安全条例の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号を同項第6号とし、同項4号の次に次の1号を加えるものでございます。

第5号 犯罪、事故等の被害者等の支援に関すること。

附則 この条例は、公布の日から施行するものでございます。

なお、右側に新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第93号足寄町地域生活安全条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第93号足寄町地域生活安全条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第94号

議長(吉田敏男君) 日程第23 議案第94号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長大竹口暁己君。

住民課長(大竹口暁己君) ただいま議題となりました議案第94号足寄町税条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、5月26日開催されました第3回町議会臨時会において、地方税法等の一部改正により住民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定めた場合、町民税からの控除対象が規定されたことから条例改正を行い、条例第34条7第9号に掲げる規定対象寄附金法人として、社会福祉法人足寄町社会福祉協議会を別表で規定させていただきましたが、第3回道議会定例会において道条例が改正され、社会福祉法人あしよる敬愛会に対する寄附金が道民税の控除対象とされたことから、町民税におきましても指定対象寄附金法人として追加規定するものでございます。

改正する条文について御説明させていただきます。

足寄町税条例の一部を改正する条例

足寄町税条例の一部を次のように改正する。

別表(34条の7関係)控除対象寄附金の欄中「社会福祉法人足寄町社会福祉協議会に対する寄附金」を「社会福祉法人足寄町社会福祉協議会に対する寄附金、社会福祉法人あしよる敬愛会に対する寄附金」に改めるものでございます。

附則 施行期日等

第1条 この条例は、平成21年4月1日から施行し、この条例による改正後の足寄町税条例第34条の7第1項の規定は、町民税の所得割の納税義務者が平成20年1月1日以降に支出する同条第9号に掲げる寄附金または金銭について適用するものでございます。

なお、次ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第94号足寄町税条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第94号足寄町税条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第95号

議長(吉田敏男君) 日程第24 議案第95号足寄町簡易水道設置条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設課長中鉢武美君。

建設課長（中鉢武美君） ただいま議題となりました議案第95号足寄町簡易水道設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

改正の理由といたしましては、国庫補助金の交付について、簡易水道等施設整備費国庫補助金交付要綱及び取扱要領の一部改正に伴い、採択要件を満たすために統合するものでございます。

足寄町簡易水道設置条例の一部を改正する条例

足寄町簡易水道設置条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「大誉地の一部」の次に「芽登本町、芽登の一部、喜登牛の一部」を加え、同号イ中「230人」を「1,260人」に改め、同号ウ中「149立方メートル」を「331立方メートル」に改め、同条第2号及び第3号を削るものでございます。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、提案理由を申し上げましたので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

なお、新旧対照表を9ページから11ページに添付してございますので、御参照いただきたいと思っております。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第95号足寄町簡易水道設置条例の一部を改正する条例の件を採決をい

たします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第95号足寄町簡易水道設置条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

議案第96号

議長（吉田敏男君） 日程第25 議案第96号足寄町石川奨学基金設置管理に関する条例を廃止する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育次長森和治君。

教育次長（森和治君） ただいま議題となりました議案第96号足寄町石川奨学基金設置管理に関する条例を廃止する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

本条例につきましては、昭和44年4月に、故石川恒市氏の遺志により、向学の志を抱きながら経済的理由のため進学のお恵まされず、学問の恩恵を受けることができない青少年に対し、学費を給与してその修学を助け、もって郷土の発展を推進する人材を育てるために制定されたものでございます。

しかし、バブル経済の崩壊による低金利政策により果実運用が困難となるとともに、平成12年度の給与を最後に、募集の停止に至りました。

平成14年には、石川勲氏より、この資金の使命は終わったので廃止していただきたいとの申し出がありました。引き続き金利の動向を注視することといたしました。

しかし、世界同時の金融危機により低金利が長期に及ぶ状況にありますことから、本条例を廃止し、足寄町財政調整基金に移管の上、学校図書を中心とした学校教育備品に限定して使用したいと考えております。

次に、条文の内容について御説明を申し上げます。

足寄町石川奨学基金設置管理に関する条例を廃止する条例

足寄町石川奨学基金設置管理に関する条例（昭和44年条例第22号）は、廃止する。

附則 この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第96号足寄町石川奨学基金設置管理に関する条例を廃止する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第96号足寄町石川奨学基金設置管理に関する条例を廃止する条例の件は、原案のとおり可決されました。

#### 議案第97号

議長（吉田敏男君） 日程第26 議案第97号足寄町石川奨学資金条例を廃止する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育次長森和治君。

教育次長（森 和治君） ただいま議題となりました議案第97号足寄町石川奨学資金条例を廃止する条例につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

本条例につきましては、長期に及ぶ低金利により果実運用が不可能となって、平成12年度の給与を最後に、募集の停止に至っております。

この間、金利の動向を注視してまいりましたが、さらに長期に及ぶ状況となってまいりました。

このため、石川勲氏及び足寄町石川奨学資金運営委員会での意見を受けまして、本条例を廃止いたしたく提案申し上げる次第でございます。

次に、条文の内容について御説明申し上げます。

足寄町石川奨学資金条例を廃止する条例

足寄町石川奨学資金条例（昭和44年条例第23号）は、廃止する。

附則 この条例は、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。これで、討論を終わります。

これから、議案第97号足寄町石川奨学資金条例を廃止する条例の件を採決をいたします。

この表決は、起立によって行います。本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は

起立願います。

(賛成者起立)

議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第97号足寄町石川奨学  
資金条例を廃止する条例の件、原案のとおり  
可決されました。

散会宣告

議長(吉田敏男君) 以上で、本日の日程  
は全部終了をいたしました。

本日は、これで散会をいたします。

次回の会議は、12月9日午前10時より  
開会をいたします。

午前11時42分 散会